

議案第 27 号

佐野市道路占用料徴収条例の改正について

佐野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 2 月 22 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐野市道路占用料徴収条例（平成 17 年佐野市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

別表中

510
790
1,100
460
730
1,000
46

を

570
870
1,200
510
810
1,100
51

に、

450
270
910
380
1,900
910
19
27
41
55
82
110
190
270

490
300
1,000
420
1,800
1,000
21
30
45
61
91
120
210
300

550	を	610	に改める。
910		1,000	
$A \times 0.005$		$A \times 0.004$	
$A \times 0.008$		$A \times 0.006$	
$A \times 0.01$		$A \times 0.007$	
930		900	
560		540	
910		1,000	
19		18	
190		180	
190		180	
1,900		1,800	
730		810	
19		18	
190		180	
19		18	
190		180	
1,900		1,800	
930		900	
910		1,000	
190		180	
91		100	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

道路占用料の額を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第27号参考資料

佐野市道路占用料徴収条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料（円）		占用物件	単位	占用料（円）
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>510</u>	法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570</u>
	第2種電柱		<u>790</u>		第2種電柱		<u>870</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>		第3種電柱		<u>1,200</u>
	第1種電話柱		<u>460</u>		第1種電話柱		<u>510</u>
	第2種電話柱		<u>730</u>		第2種電話柱		<u>810</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>		第3種電話柱		<u>1,100</u>
	その他の柱類		<u>46</u>		その他の柱類		<u>51</u>
	(略)		(略)		(略)		(略)
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>270</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>910</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	<u>380</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	<u>420</u>			
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>		

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,000</u>		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>19</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>21</u>		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61</u>		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91</u>		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>		
	外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,000</u>		
法第32条第1項第5号	地下街及び地下室		階数が1のもの	<u>A×0.005</u>	法第32条第1項第5号		地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>A×0.004</u>
				階数が2のもの					<u>A×0.008</u>

に掲げる施設	階数が3以上のもの		$A \times 0.01$	
	上空に設ける通路		<u>930</u>	
	地下に設ける通路		<u>560</u>	
	その他のもの		<u>910</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	標識		1本につき1年	<u>730</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	

に掲げる施設	階数が3以上のもの		$A \times 0.007$	
	上空に設ける通路		<u>900</u>	
	地下に設ける通路		<u>540</u>	
	その他のもの		<u>1,000</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>
	標識		1本につき1年	<u>810</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	

	るものを 除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>930</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>910</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>91</u>

備考 (略)

	るものを 除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>180</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>

備考 (略)